

<公衆浴場業施設 衛生管理>

		項目	根拠法令
患者に対する入浴の拒否		伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない(ただし、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。)	法第4条
		入浴を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、下痢症状のある者及び泥酔者等で他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのある者を入浴させないこと	衛生管理要領
公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止等		①入浴者は、公衆浴場において、浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。 ②営業者又は公衆浴場の管理者は、①の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。	法第5条
入浴者に対する制限		おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと(ただし、個室内に設けられた浴室及び衣類を着用する者のみを入浴させる浴室については、この限りでない)	衛生管理要領
		浴槽に入る前に石ケン等を用いて身体をよく洗うとともに、出る際にもシャワー等で身体を洗い流すよう入浴者に衛生上の注意を喚起すること	衛生管理要領
		浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすること等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないこと	衛生管理要領
施設	一般	施設設備は、適当な方法及び頻度で清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと(消毒には、材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、河川及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと)	衛生管理要領
		施設内の各場所は、十分な照度があること	衛生管理要領
		脱衣室の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意喚起する他、入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を掲示すること	市条例第4条 衛生管理要領
		入浴施設内において、物品販売等を行う場合には、相互汚染のないよう衛生的に保つこと	衛生管理要領
		入浴者の衣類、貴重品等の盗難防止を図ること	衛生管理要領
脱衣室及び浴室		脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと(空气中の炭酸ガス濃度は1500ppm以下、一酸化炭素濃度は10ppm以下)	衛生管理要領
脱衣室		床面は、常に適度な乾燥が保たれていること	衛生管理要領
		足ふきマット及びベビー用シーツは、消毒等を行ったものと適宜取り替え、衛生的に保つこと(消毒には、材質等に応じ、適切な消毒剤を用いること)	衛生管理要領
		洗濯機及び乾燥機については、利用者の見やすい場所に使用方法、禁止事項等を表示し、1月に1回以上保守点検し、事故防止に留意すること	衛生管理要領
浴室		湯気抜きを常に適切に行うとともに、給水(湯)栓等が、常に使用できるよう毎日保守点検すること	衛生管理要領
		浴槽水は適温に保つこと	衛生管理要領
サウナ室(設備)		毎日清掃・洗浄し、1か月に1回以上消毒及びびねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと	衛生管理要領
		換気を十分に行うこと	衛生管理要領
		見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること	衛生管理要領
露天風呂		1か月に1回以上保守点検するとともに、室内の温度及び湿度について定期的に測定し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること	衛生管理要領
		浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1か月に1回以上消毒及びびねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと	衛生管理要領
電気浴器		浴槽及び浴槽に付帯する通路等は十分な照度があること	衛生管理要領
		1か月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を作成し、これを3年以上保存すること	衛生管理要領
飲料水の水質検査		見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること	衛生管理要領
		①水道法の適用を受けない飲用水(井戸水など)について、適当な水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管すること ②基準を超える汚染が判明した場合は、保健所に通報し、その指示に従うこと	衛生管理要領
給水・給湯設備		1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと	衛生管理要領
リネン類等		入浴者にタオルを貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとすること	市条例第4条 衛生管理要領
		入浴者にくし、ヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの又は消毒したもの(材質等に応じ、逆性石ケン液、紫外線消毒器等を使用して処理されたもの)とすること	市条例第4条 衛生管理要領

	項目	根拠法令
リネン類等	入浴者にかみそりを貸与する場合は、新しいものとする	市条例第4条 衛生管理要領
	使用済みのカミソリを放置させないこと	衛生管理要領
	入浴者に洗面道具を保管する箱を貸与するときは、不衛生にならないよう注意させるとともに、定期的に当該箱内を清掃及び消毒すること	衛生管理要領
	善良な風俗の保持に努めなければならないこと	衛生管理要領
自主管理体制	衛生管理を自主的に行うため、衛生管理に係る計画書を市長に提出するとともに、点検票を作成して脱衣室等の見やすい場所に掲示し、当該計画書の写し及び点検票を点検の日から3年間保存すること	市条例第4条
	営業者は、自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底すること	衛生管理要領
	営業者は、自主管理を効果的に行うため、自らが責任者となり又は従業者のうちから責任者を定めること	市条例第4条 衛生管理要領
	責任者は、責任をもって衛生等の管理に努めること	衛生管理要領
	施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと ①浴槽、循環ろ過装置等施設の現状を保持すること。 ②浴槽の使用を中止すること。 ③独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと	衛生管理要領
従業者	衣服は、常に清潔に保つこと	衛生管理要領
	結核若しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いがある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させないこと	衛生管理要領
	従業者は、1年に1回以上健康診断を受けることが望ましいこと	衛生管理要領